

特許庁御中
産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会御中

一般社団法人情報サービス産業協会

意匠法による画像デザインの保護拡大に関する意見

今般、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会で検討が行われている標記の件につきましては、当協会ではこれまでも意見を表明してきたところですが、特許庁制度改正審議室・意匠制度企画室から「画像デザイン保護拡充の方向性案」が示されたことを踏まえ、下記のとおり意見を提出しますので、ご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

(1) 「1. 保護拡充の対応の方向性」

任意の機能を容易に追加できる物品を包含する「情報機器」の概念を導入し、情報機器に用いられる画像を「情報機器の画像」の意匠権として権利設定可能とすることに反対する。このような情報機器の概念は極めて抽象的で対象となる物品や機能の範囲が著しく広く、物品との一体性要件及び機能・操作要件を維持すべきとの多数のユーザの声が存在するにもかかわらず、これらの要件を実質的に担保できない事態となるからである。

(2) 「2. 情報機器の定義」

- ・ 上記のとおり、「情報機器の画像」に意匠権を設定できるようにすることには反対であるが、仮にこれを認めるのであれば、「情報機器」に該当するものを小型画面付き端末(スマートフォン)までに留め、中型・大型画面付き電子計算機(パソコン、タブレット PC)は対象外とすべきである。理由として、前者は画面が小さく表示・操作 UI として制約がある中で創意工夫したデザインが付加価値として寄与するケースが考えられる一方、後者は画面が比較的大きいことから制約が少なく UI の機能が自由に盛り込め、デザインの寄与度が小さいことが挙げられる。また、両者は開発実態及び利用実態が大きく異なり、一律に保護を及ぼすのは開発・利用の場面で著しく自由度が阻害されることとなるからである。
- ・ 「複数種類の製品に横断的に表示されることを前提とした開発・利用実態のある画像を『情報機器の画像』として権利化可能とする」との説明がなされているが、仮に同一機能のアプリケーションを開発する場合であって

も、スマートフォン、タブレット PC、パソコンはいずれも画面サイズや利用場面・利用環境等が相違することを踏まえて画像はそれぞれ別個に開発・利用されるケースの方がむしろ一般的であり、機器横断的な保護ニーズに乏しいのが実情である。

- ・ 「従来型物品の画像と情報機器の画像を別の概念として区別する」に関しては、画像意匠の保護対象・権利範囲・侵害の考え方において意匠制度ユーザの誤解・混乱を招く原因となり得るものであり、賛同しかねる。「情報機器」の対象を小型画面付き端末(スマートフォン)に限定した上で、簡潔で理解しやすい制度設計とすべきである。
- ・ 更に、情報機器の種類による区分けの他、情報機器で使用されるソフトウェア(OS、アプリケーション)をコンシューマー向けとエンタープライズ向けに分け、前者を権利範囲に含めることはかまわないが後者は権利範囲から除外すべきである。両者は利用形態及び開発形態が全く異なることに加え、コンシューマー向けソフトウェアはデザインの魅力が購買者(一般消費者)に直接訴求するケースが多いのに対し、エンタープライズ向けはデザインに創意工夫を施しても購買者(ユーザ企業)がそれを理由に発注することは稀であり、ユーザ企業のニーズを踏まえた機能・予算・納期でソフトウェアを開発・納品することが最も重要視されているためである。
- ・ 「鑑賞・装飾目的の画像は権利の対象とならないことを明確化する」という方針には賛成である。

(3) 「3. 実施の定義」

仮に情報機器の画像を意匠法の保護対象とするのであれば、「製造」の定義に該当する行為が著しく広範に及ぶため、画面の設計・開発の自由度を大きく阻害することとなり、このままでは容認できない。実質的な侵害行為者を絞り込んで善意の実施者を保護するために、画像の製造行為に関し「過失の推定」の適用除外を強く求める。

(4) 「4. 特許庁の対応」

- ・ 「審査資料の収集の充実」については基本方針として賛同する。しかしながら、実際の審査は複数の審査官が分担して行うところ、画像デザインという新規分野の意匠出願について審査官ごとに判断がばらつき、登録意匠の水準・信頼性に疑義が生じる事態が予想される。このため、審査レベルの適正化に向けた具体的な対応策を示していただきたい。
- ・ 「審査関連情報の公開推進」については、著作権の制約により、資料の公開が実現しない事態が多発することが懸念されるところ、「可能な範囲で対応する」では不十分である。この問題に関しては抜本的な解決策の提示を要望する。

以上